

短期入所重要事項説明書

2024年6月1日現在

1 事業者の概要

名称	社会福祉法人ハッピーネット
法人種別	社会福祉法人
法人所在地	〒338-0831 埼玉県さいたま市桜区南元宿 2-6-22
電話番号	TEL : 048-767-3822 FAX : 048-767-3823
代表者氏名	理事長 伏見 広一
法人の沿革・特色	平成14年(2002年)1月4日 設立
法人が所有する 営業所の種類・数	① 特別養護老人ホームの経営 ② 老人居宅介護等事業の経営 ③ 老人ディサービス事業の経営 ④ 老人短期入所事業の経営 ⑤ 老人介護支援センターの経営 ⑥ 障害福祉サービス事業の経営 ⑦ 一般相談支援事業の経営 ⑧ 特定相談支援事業の経営 ⑨ 障害児相談支援事業の経営 ⑩ 移動支援事業の経営 ⑪ 障害児通所支援事業の経営 ⑫ 居宅介護支援事業 ⑬ 地域包括支援センターの受託事業 ⑭ 訪問介護員養成研修事業 ⑮ 事業所内保育事業 福祉有償運送サービス事業

2 事業所の概要

事業所の名称	ゆめの園上宿ショートステイ事業所
事業所の所在地	〒179-0081 東京都練馬区北町 2-30-5
事業所の電話番号	TEL : 03-6912-3210 FAX : 03-6912-3213
事業所番号	短期入所 1312004375 (2021年2月1日指定)
利用定員	3名 ただし、本体施設(指定共同生活援助事業所)に空床がある場合は、当該利用定員に空床数を加えた数を利用定員とする (本体施設:指定共同生活援助事業所定員17名)
サービス提供地域	練馬区、板橋区 その他相談に応じる
事業の目的及び運営方針	利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ必要な保護を適切に行い、適正な短期入所を提供する
自己評価の実施状況	年1回
第三者評価の実施状況	3年に1回
職員への研修の実施状況	採用後3ヵ月以内、継続研修年1回

3 事業所の職員体制

職種	員数	資格等
管理者	1名	介護福祉士
生活支援員	10名以上	介護福祉士、精神保健福祉士
看護師		

4 主たる対象者

身体障害者・知的障害者・障害児

5 サービスの内容

①食事の提供※

朝食	07:00 ~ 08:30
昼食	12:00 ~ 13:30
夕食	18:00 ~ 19:30

②入浴

入浴	入浴の介助や清拭（体を拭く等）、洗髪などを行います。
----	----------------------------

③排せつの介助

排せつ介助	排せつの介助、おむつ交換を行います。
-------	--------------------

④その他のサービス

余暇活動支援	余暇の時間の過ごし方を支援します。
--------	-------------------

※食事は事業所で提供いたします。不要な場合は事前にお知らせください。
必要に応じ食事介助を行います。

6 事業所の設備

設備の種類	備考
居室1	1人部屋 (10.34㎡)
居室2	1人部屋 (8.05㎡)
居室3	1人部屋 (8.05㎡)
リビング・食堂	ダイニングテーブル、ソファ、テレビ
トイレ（共用）	各階1ヶ所（多目的トイレ） / 2階・3階2ヶ所（トイレ）
浴室（共用）	1階：機械浴1台 / 2階・3階：リフト浴1台、普通浴1台
洗面所（共用）	各階2ヶ所

7 利用料金

(1) 介護給付費支給対象サービスに係る利用者負担額

サービスに係る利用者負担額は、区市町村が定める利用者負担上限月額（サービスに要した総費用額の1割相当額が低い場合には、低い方の額）となります。また、サービスに要した総費用額から利用者負担額を差し引いた額を介護給付費として事業者が受領します。

なお、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第31条により特例の適用を受ける場合は、区市町村が定める額となります。

但し、他の事業者からも指定障害福祉サービスの提供を受け、利用者負担額の合計が月額負担上限額を超過する場合は、利用者が依頼した利用者負担上限管理事業者が算定し、当該事業者利用者負担額をお支払いいただきます。

詳しくは、お住まいの区市町村にお尋ねください。

サービス提供に要した総費用額は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額

の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)「別表基本サービス単位数表により算定する単位数(下記表)に「厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成18年厚生労働省告示第539号)」を乗じて得た額となります。

月合計給付単位数 (①基本サービス単位数+②加算単位数) × 1単位の単価=サービスに要した総費用

事業者は、区市町村から法定代理受領により、短期入所に係る介護給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し、利用者に係る介護給付費の額をお知らせいたします。

法定代理受領を行わない短期入所に係る費用の支払いを受けた場合は、サービス証明書を利用者に交付します。

※サービスに要した費用と利用者負担額の目安は、下記表のとおりです。

① 基本サービス単位数表(1日当たり)

・下記表の利用料(サービスに要した費用)は、本事業所の所在地(1級地;特別区)の1単位単価(11.20円)で算定しています。また、利用者負担額は利用料の1割相当額を記載しています。(1円未満の端数は、端数金額を切り捨てて算定しています。)

サービス費	単位数	利用料	利用者負担額
福祉型短期入所サービス費Ⅰ (障害者:一日利用)	(区分6) 923	10,337円	1,033円
	(区分5) 784	8,780円	878円
	(区分4) 648	7,257円	725円
	(区分3) 563	6,305円	630円
	(区分2) 509	5,700円	570円
	(区分1) 509	5,700円	570円
福祉型短期入所サービス費Ⅱ (障害者:日中利用なし)	(区分6) 602	6,742円	674円
	(区分5) 527	5,902円	590円
	(区分4) 318	3,561円	356円
	(区分3) 240	2,688円	268円
	(区分2) 173	1,937円	193円
	(区分1) 173	1,937円	193円
福祉型短期入所サービス費Ⅲ (障害児:一日利用)	(区分3) 784	8,780円	878円
	(区分2) 615	6,888円	688円
	(区分1) 509	5,700円	570円
福祉型短期入所サービス費Ⅳ (障害児:日中利用なし)	(区分3) 527	5,902円	590円
	(区分2) 279	3,124円	312円
	(区分1) 173	1,937円	193円

② 加算単位数

下記に該当する場合は、①の基本単位数に加算を算定します。

加算	単位数	要件
短期利用加算	30/日	利用開始から30日以内の期間について加算
利用者負担上限額管理加算	150/月	事業所が利用者負担額合計額の管理を行った場合に加算
送迎加算	186/片道	利用者に対して、居宅等と短期入所事業所との間の送迎を行った場合に加算
緊急短期入所受入加算	270/日	福祉型短期入所で居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、短期入所を緊急に行った場合に、利用を開始した日について加算

重度障害者支援加算	50/日	重度障害者等包括支援の対象者に相当する心身の状態にある者に対して短期入所を行った場合に加算
	30/日	強度行動障害支援者養成研修を修了した支援員が、重度障害者等包括支援の対象者に相当する心身の状態にある者に対して短期入所を行った場合に加算
福祉・介護職員処遇改善加算、処遇改善加算	所定単位の1000分の159	当該事業所では、職員の処遇（賃金等）改善を図っています

(2)キャンセル料

利用者の都合により急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。

キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。

- ・ ご利用の前々日までにご連絡いただいた場合 → 無料
- ・ ご利用の前日までにご連絡いただかなかった場合 → 500円

(食材料費相当分)

(3)その他

徴収する費用		費用
食費	朝食	300円
	昼食	440円
	夕食	540円
光熱水費		450円
日用品費		実費
日常生活費		実費
行政手続き代行費		手続きに係る交通費や郵送料等は実費を頂きます

(4)支払方法

上記利用料金の支払いは、1か月ごとに計算し、翌月20日までに請求しますので、27日までにお支払ください。

支払いは、原則として自動口座引き落としでお願いします。ただし、これによりがたい場合は、現金または振込でお願いします。

8 サービスの利用方法

(1)サービスの利用開始

- ①短期入所について介護給付費支給決定を受けた方で、当事業者のサービス利用を希望される方は、電話等でご連絡ください。当事業者のサービス提供に係る重要事項についてご説明します。
- ②サービス利用が決定した場合は契約を締結し、サービスの提供を開始します。契約の有効期間は介護給付費支給期間と同じです。ただし、引き続き支給決定を受け、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。
- ③短期入所の提供に当たっては、適切なサービスを提供するために、利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

(2) サービスの終了

- ①利用者が当事業者に対し30日間の予告期間をおいて文書で通知を行った場合は、この契約を解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある

場合は、予告期間内の通知でも契約を解除することができます。

- ②当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業者が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
- ③利用者がサービス利用料金の支払いを3か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、故意にお支払いいただけない場合、または利用者やご家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちに契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。
- ④当事業所を閉鎖または縮小する場合などやむを得ない事情がある場合、契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。

(3) 契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ①利用者が施設に入所した場合
- ②短期入所の介護給付費支給期間が終了し、その後支給決定がない場合（所定の期間の経過をもって終了します。）
- ③利用者が亡くなった場合

9 当事業者のサービス利用に際し留意いただきたい事項

外出・外泊	事前に職員の許可を取ってください。
飲酒	マナーを守り、他の利用者に迷惑をかけない程度にお願いします。
喫煙	全館禁煙です。
居室等の利用	ホーム内の居室や設備等のご利用に際し、利用者の過失による破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります。また、他の利用者に損害を与えた場合は、その賠償をしていただくことがあります。
宗教・政治活動	他の利用者や職員等に迷惑を及ぼすような布教活動及び政治活動、営利を目的とした活動はご遠慮ください。
金品の授受	他の利用者や職員への金品の授受はトラブルの原因になりますので自粛してください。
貴重品の管理	利用者の責任において管理していただきます。 自己管理のできない利用者につきましては、預り金管理サービスをご利用いただけます。

10 この契約に関する相談・苦情窓口

当事業所ご利用相談・苦情窓口

担当者	栗原 勇貴
電話番号	03-6912-3210
受付時間	月～金曜日 8:00 ~ 17:00

当ホーム以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

担当部署	練馬区保健福祉サービス苦情調整委員事務局
電話番号	03-3993-1344
受付時間	月～金曜日 8:30 ~ 17:00

また、東京都社会福祉協議会に設置された「福祉サービス運営適正化委員会」においても区市町村や都と連携しながら苦情対応を行っています。

担当部署	東京都社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会事務局
電話番号	03-5283-7020
受付時間	月～金曜日 9：00 ～ 17：00

1 1 虐待防止窓口

当事業所ご利用相談・窓口

虐待防止担当者	栗原 勇貴
電話番号	03-6912-3210
受付時間	8：00 ～ 17：00